

令和3年4月22日

新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

I 現在の感染状況

新規陽性者数は、4月14日以降、9日連続で100人を上回っており、昨日21日は約3か月ぶりに200人を超え、本日は268人となるなど、高い水準で推移しています。

直近1週間の合計でも、前回の対策本部会議の時点（4月18日の数値）から約1.5倍（754人→1,164人）、人口10万人当たりでは、14.7人→22.8人となっており、国の分科会が示すステージ判断指標のステージⅢ（15人以上）の基準に該当し、非常に厳しい状況になっています。

また、従来株よりも感染しやすい可能性が指摘されている変異株の陽性者の増加が続いています。さらに、感染経路不明者の割合も5割を超えており、市中感染の状況にあると言わざるを得ません。

新規陽性者の発生動向を地域別に見ると、このところ久留米市での増加が顕著であり、直近1週間の合計は、その前の週の合計の4倍（34人→137人）に、人口10万人当たりでは、11.2人から45.3人に増加し、国の分科会が示すステージ判断指標のステージⅣ（25人以上）の基準を上回っています。

また、久留米市の新規陽性者の感染経路（不明分も含む）を見ると、3月は1%だった会食によるものが、4月は29%と大幅に増え、家族感染を除くと最も多くなっています。

久留米市は、筑後地域最大の繁華街を抱えており、市の周辺地域に及ぼす影響が大きいことから、これ以上の感染拡大は何としても食い止めなければなりません。

これらの状況を踏まえ、専門家の意見も伺った上で、久留米市をはじめ県内の市町村、国とも協議を行った結果、特措法第24条第9項に基づき、久留米市内の飲食店等を対象として、営業時間の短縮を要請します。

度重なる要請で皆様には多大な御負担をおかけしますが、新型コロナとの闘いに打ち勝つため、県民及び事業者の皆様に対して、次のとおり協力を要請します。

Ⅱ 県民・事業者に対する要請

Ⅰ 県民への要請

区域：県内全域

期間：令和3年4月20日(火曜日) 0時から5月19日(水曜日)24時まで

(1) 外出の自粛(特措法第24条第9項)

- ① 県内全域において、生活や健康の維持に必要な場合※を除き、日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。

※ 生活や健康の維持に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、職場への必要な出勤、屋外での運動や散歩など

- ② まん延防止等重点措置実施地域など感染が拡大している地域との不要不急の往来は自粛すること。

- ③ 県をまたいだ移動については、目的地の感染状況や自治体からの呼びかけをよく確認し、慎重に判断すること。

特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。

(2) 基本的な要請

- ① 三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 20代から30代の若年層においても感染拡大が見られ、重症化する事例もある。重症化しやすい高齢者層への感染を広げないためにも、慎重に行動すること。
- ③ 公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。

(3) 飲食店等利用時の要請

- ① 飲食店の利用は、少人数、2時間以内とすること。深酒をせず、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含

む)。

- ② 「感染防止宣言ステッカー」掲示店など、適切な換気が行われ、座席間の距離も十分で、飛沫の飛散防止(アクリル板等の設置など)等の感染防止対策が徹底されたお店を選ぶこと。
- ③ 高齢者の利用が多い、いわゆる昼カラオケ等でクラスターが発生している状況に鑑み、カラオケ設備を利用する場合は、マスクの着用を徹底すること。

2 飲食店等への要請

①区域:福岡市

期間:令和3年4月22日(木曜日)0時から5月19日(水曜日)24時まで

②区域:久留米市

期間:令和3年4月25日(日曜日)0時から5月19日(水曜日)24時まで

(1) 営業時間短縮の要請(特措法第24条第9項)

対象)・飲食店、喫茶店(特措法施行令第11条第14号)

※ 宅配、テイクアウトサービスを除く。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は含む。

・遊興施設(特措法施行令第11条第11号)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、営業時間短縮要請の対象から除く。

内容)・営業時間を5時から21時までの間とすること。

(もともとの営業時間が、5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外)

・酒類については、提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること。

・少人数、滞在時間を2時間以内とするよう利用客に促すこと。

・換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策の徹底と「感染防止宣言ステッカー」の掲示等により、取組みを実施している旨を明示すること。

【協力金の支給について】

○【第5期】

① 福岡市:令和3年4月22日(木曜日)0時から5月19日(水曜日)24時

② 久留米市:令和3年4月25日(日曜日)0時から5月19日(水曜日)24時

まで、営業時間短縮に協力した事業所には協力金を支給する。

○ 支給額

① 中小企業:売上高に応じて1日2.5万円~7.5万円

② 大企業(中小企業も選択可):売上高減少額に応じて1日最大20万円

○ 申請受付期間

5/20~6/19(電子申請及び郵送申請)

3 事業者等への要請

区域:県内全域

期間:令和3年4月20日(火曜日) 0時から5月19日(水曜日)24時まで

(1) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等におけるクラスターの発生が続いているため、施設における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組みを積極的に進めること。

- ・ 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。

※ 県では、高齢者施設や障がい者施設の入所者は、特に重症化リスクが高いため、これらの方と接する可能性がある施設職員を幅広く対象とした無料のPCR検査事業を昨年12月から実施中。

- ・ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ・ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ・ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ・ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ・ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

(2) 大規模小売店、商業施設

ゴールデンウィークの催物・バーゲンセール等は人数制限等、感染防止策の徹底すること。

(3) 職場への出勤等

- ① 「出勤者の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、時差出勤等を強力に推進すること。
- ② 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み※を行い、三つの密や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。

※ 手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用等

(4) 学校等の取扱い

授業・学校行事・部活動等における感染リスクの高い活動については、児童・生徒・学生等への注意喚起を徹底するよう要請する。

4 催物（イベント等）の取扱い

(1) イベント・集客施設への要請

参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などにより、密集回避・感染防止策を徹底すること。

(2) 開催制限【令和3年4月末まで】（特措法第24条第9項）

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
・5,000人又は収容定員の50%以内のいずれか大きい方。（収容定員の50%を超える場合は別紙Iを参照。）
- ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

- ・収容定員の50%以内
 - ・ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名まで）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は収容人員の50%を超える場合もありうる。
- ③ 収容定員が設定されていない場合は、密集の回避や飲食制限等の感染防止対策を行った上で、十分な人と人との間隔（1m）を設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であること。
- ④ スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、周知すること。

※ 別紙1及び別紙2に留意すること。

5 県主催イベントの対応について

上記4と同様の取り扱いとする。

対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・ こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを
前提としうるものの例

大声での歓声・声援等が
想定されるものの例

音楽

クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート

音楽

ロックコンサート、ポップコンサート 等

演劇等

現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等

スポーツイベント

サッカー、野球、大相撲 等

舞踊

バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等

公営競技

競馬、競輪、競艇、オートレース

伝統芸能

雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等

公演

キャラクターショー、親子会公演 等

芸能・演芸

講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等

ライブハウス・ナイトクラブ

ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

公演・式典

各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等

※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

展示会

各種展示会、商談会、各種ショー

※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱う。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

